諮問庁:総務大臣

諮問日:平成30年3月20日(平成30年(行個)諮問第50号)

答申日:平成30年9月20日(平成30年度(行個)答申第100号)

事件名:本人が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書の利用不停止

決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年12月2 1日付け北海相第173号により北海道管区行政評価局長(以下「処分 庁」という。)が行った利用不停止決定(以下「原処分」という。)に ついて、本件対象保有個人情報の利用停止(消去)を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審杳請求書

審査請求人が、保有個人情報利用停止請求書の利用停止請求の趣旨及び理由に記載している理由以外の「当初の利用目的を達成したため」という理由をつけて、利用停止(消去)しているから。例)平成28年12月26日付け北海相第154号、155号。

(2) 意見書

平成28年12月26日付け北海相第154号, 155号では, 「私はメールを送信していないから」という理由を「当初の利用目的を達成したため」というにかえて, 利用停止消去している。これと同様に, できるはずである。

できないのであれば、平成28年12月26日付け北海相第154号、 155号は法律に違反したことになる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年12月21日付け北海相第173号で、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、「〇〇様(審査請求人の姓。以下同じ。)が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書」である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の保有個人情報について、審査請求人が提出した 保有個人情報利用停止請求書のとおりに利用の停止(消去)をしてほしい としており、その理由として、「審査請求人が、保有個人情報利用停止請 求書の利用停止請求の趣旨及び理由に記載している理由以外の「当初の利 用目的を達成したため」という理由をつけて、利用停止(消去)している から。(例)平成28年12月26日付け北海相第154号、155号」 としている。

4 諮問庁の意見

審査請求人が利用停止を求める上記2の文書は、審査請求人が行政相談 を行った際に行政相談委員に手渡した文書であり、当該行政相談を受けた 行政相談委員が行政相談週間用処理票と共に北海道管区行政評価局に提出 したものである。

審査請求人は、利用停止を請求する趣旨として法36条1項1号に該当するため消去すべきと主張しているが、当該文書は、審査請求人からの行政相談を受け付けた結果として適法に取得したものであり、受け付けた行政相談についてその相談内容や処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的のために利用又は提供している事実もない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年3月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月17日

審査請求人から意見書を収受

④ 同年9月18日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止(消去)を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定(利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止)に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定(目的外利用及び提供の制限)に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

- 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について
- (1) 適法な取得(法36条1項1号)との関係
 - ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について,諮問庁は,本件対象 保有個人情報は,審査請求人からの行政相談を受け付けた結果として 適法に取得したものであると説明する。
 - イ 当審査会において、諮問書に添付された別紙に掲げる文書(写し) の内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報は、審査請 求人からの行政相談を受けた結果として適法に取得したものである旨 の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに 足りる事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、北海 道管区行政評価局において適法に取得したものと認められる。

- (2)保有の制限等(法3条2項)との関係
 - ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は受け付けた行政相談についてその相談内容や処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で保有していると説明する。
 - イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、受け付けた行政相談についてその相談内容や処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。
- (3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係
 - ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(各号略)」としている。
 - イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について,諮問庁は,利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないと説明する。
 - ウ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断 を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、受け付けた行政相談 についてその相談内容や処理状況等を記録するという利用目的以外の 目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨 の諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに 足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、 本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の 目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同 条2項の規定に違反するものとも認められない。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象保有個人情報が記録された文書)

○○様が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書